

# 潟上市立大豊小学校いじめ防止基本方針

## ◇基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第12条の規定、国及び県の基本的方針に基づき、本校の全ての児童が安心して生活し、学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめ防止と早期発見、適切な対処を図るために「**潟上市立大豊小学校いじめ防止基本方針**」を策定する。

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方(いじめ問題の克服に向けた基本的な方向)

大豊小学校に在籍する全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを児童が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を見守る教職員はじめ学校関係者及び保護者一人一人が「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

### 2 いじめの形態(いじめの具体的な行為として)

- ・冷やかす、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・文房具などを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・金品を盗まれたり、たかられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等々

### 3 いじめ対策委員会の設置と校内体制

法第22条の規定に基づき、学校はいじめの防止等に向けて組織かつ実効的な対応を行うために、「いじめ対策委員会」を設置し、生徒指導部会を軸にして以下の取組を行う。

#### いじめ対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭等  
(学校運営協議会委員)

- (1) 大豊小学校いじめ防止基本方針を策定する。(以下、いじめ防止基本方針という。)
- (2) いじめ防止基本方針に基づき、校内における教職員がいじめ防止及びいじめへの対応についての研修会を、生徒指導の年間計画に位置付ける。また、研修会の実施、考察、改善を図り、全職員の共通理解を深める。
- (3) 学校におけるいじめの相談及びいじめが起きた場合、通報の窓口となる。
- (4) いじめの疑いに関する情報を収集・記録し、情報の共有を図る。
- (5) いじめの疑いに関する情報が寄せられた時の緊急対応方針の決定と保護者との連携を図る。
- (6) いじめを受けた児童やいじめを通報した児童の安全確保をし、いじめを行った児童への適切な指導を行うなど、学校として組織的な対応をする。
- (7) 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する外部人材の活用を図り、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。

#### 4 いじめ防止に向けての方針

- (1) 児童の人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、日常生活において生命を大切に  
する心を育むことにより、いじめの防止と早期発見に努める。
- (2) 学級及び学年、学校行事、委員会活動、縦割り班による異学年交流等により、子ども同士  
のコミュニケーション能力の向上を図り、豊かな人間関係づくりを推進する。
- (3) 発達段階を考慮した確かな児童理解、定期的な教育相談の実施、全職員による一貫性のある  
組織的な指導の継続によって、いじめの防止と早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力、暴言の排除、過度な競争意識や児童のストレスを強める指導を見直し  
いじめの防止と早期発見に努める。
- (5) 学校と家庭、地域、関係機関が連携、協働して、いじめの早期発見に適切に努めるととも  
に、発生時には毅然とした態度で対処し継続的にその指導及び支援にあたる。

#### 5 いじめ防止のための具体的な取組

##### (1) いじめの未然防止

- ① 生徒指導部でいじめの未然防止に向けた取組の見直しを適宜行う。
  - ・ 毎月末にすこやかチェックを行い、児童の実態把握及び情報の共有を図る。
  - ・ 子どもを語る会での情報交換及び情報の共有化を行い、全職員による児童理解を図る。
- ② 道徳教育及び生命の尊さを考える教育の充実を図る。
  - ・ 学校の教育活動全体を通して、豊かな人間関係づくりを進め、道徳教育を推進する。
  - ・ あいさつ強調週間をはじめとする児童会活動、縦割り班活動、学校行事等を活用し、児童の  
自主的自発的な活動を支援する。
  - ・ 羽城中学校生徒会と連携し、「いじめゼロ宣言」を掲げ、全校児童によるいじめ根絶に向け  
た意識を高めるとともに、いじめゼロに向けた「標語」を書く。
  - ・ 宿泊体験学習及び自然体験活動、校外学習等を全学年で計画的に実施し、児童の豊かな心を  
育み、道徳性の育成に資する体験活動を推進する。
  - ・ 日常的な読書活動を奨励し、豊かな心を養う。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめへの未然防止に努める。
  - ・ ネット安全教室を実施し、デジタルコミュニケーションツール（メールやブログ等）の正し  
い利用の仕方を学ばせ、情報モラル教育を推進する。
  - ・ 家庭におけるゲーム機、携帯電話、スマートフォン等の管理徹底を保護者をお願いする。
- ④ 教職員の研修を計画的に進め、いじめの未然防止に対する意識を高める。
  - ・ 職員会議でのいじめ防止等の共通理解を図る。（毎回職員会議後に情報交換会を設ける。）
  - ・ 生徒指導部による定期的な子どもを語る会を実施する。
    - (Ⅰ) 学年及び学団による情報交換と実態把握等
    - (Ⅱ) 学校生活アンケートの分析と考察
    - (Ⅲ) 全職員による情報交換と実態把握、共通理解等
  - ・ いじめの防止等に関する事例研修を実施する。
  - ・ 生徒指導の3つ機能である「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間  
関係を育成する」を授業の中に意図的に取り入れながら分かる授業づくりを展開する。
  - ・ 学校の全職員について、児童を傷つける発言や言葉遣い、体罰の根絶に努める。
- ⑤ P T A、家庭、地域の方々への啓発活動に努める。
  - ・ いじめ防止対策推進法を家庭や地域へ周知徹底させ、いじめの未然防止に努める。
  - ・ インターネットに潜む危険性を家庭や地域へ周知徹底させ、いじめの未然防止に努める。
  - ・ 「秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条」を家庭に配付し、いじめ防止の理解を促す。
  - ・ 大豊小学校 P T A 組織、学校運営協議会等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況につ  
いて定期的に協議する機会を設ける。

##### (2) 早期発見

いじめは大人が気付きにくい形で行われることを常に認識し、児童をはじめ教職員と学校関係者及び保護者など周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いをもち、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めることが大切である。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりすることを認識し、以下のように全職員でいじめの早期発見に努める。

##### ① 早期発見のための手立ての充実を図る。

- ・ 毎日、学級学年の児童一人一人に必ず声をかけ、児童の心身の様子を観察する。

- ・長休みや昼休み等，授業時間以外における児童の人間関係の観察に努める。
- ・連絡帳や電話連絡，家庭訪問等，保護者との連絡を密にし，連携を深める。
- ・学校生活アンケート調査（無記名）を実施する。（年2回6月下旬，11月下旬を予定）
- ・個人面談を実施する。（年2回：夏休み，冬休み）

- ②学年，学団，生徒指導部による校内の相談体制の整備に努める。
- ・学年担任制の考えを取り入れ，複数の教職員で児童を支援していく校内体制をとる。
  - ・定期的な学年部会及び学団部会，生徒指導部会を実施し，随時情報の共有を図る。
  - ・養護教諭やスクールカウンセラーとの相談機能の充実に努める。
  - ・いじめについて「勇気をもって伝える」という指導を継続して，いじめの根絶に努める。

- ③電話相談窓口を児童及び保護者に周知することなど，児童がいじめを訴え，又は通報しやすい校内体制を整えることにより，いじめの早期発見に努める。

### （3）いじめに対する対処

いじめについて通報を受けた，又はいじめの事実が確認された場合には，特定の職員が抱え込むことなく，速やかに情報を共有する。

また，いじめの事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに，その内容を学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告する。

#### ①いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握及び確認

#### ②初期対応

- ・いじめ対策委員会での報告に基づいて初期対応の方針の決定
- ・教育委員会への報告と連携
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への状況説明と初期支援
- ・いじめを通報した児童への初期支援
- ・いじめの事実関係を明確にする調査と記録
- ・いじめを行った児童及びその保護者への状況説明と初期支援

#### ③二次対応

- ・情報の整理と記録，具体的な指導及び支援体制の確立（※全職員での共通理解）
- ・関係した保護者への報告と継続的な支援

#### ④長期対応

- ・関係児童の心のケアと継続的な支援
- ・再発防止に向けた全校への継続的な支援，指導

